

平成24年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成24年2月24日（金） 午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 森岡 謙二 委員 加藤 和宣 委員 齋藤 範行	委員 森下 淑子 委員 檜垣 昌子 教育長 伊与部 輝雄
欠席委員	なし	
事務局職員	事務局次長 教育政策課長（教育未来館長） 教育改革担当副参事 学校支援課長 教育指導課長 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長	教育ビジョン推進・学校適正配置担当参事 学校適正配置担当課長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	9号	東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場に係る行政財産の使用許可について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
2	3号	東京都北区立学校適正配置計画（案）のパブリックコメント実施結果及び同計画の策定について	了承
3	4号	後援・共催事業に関する報告について	了承

平成24年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成24年2月24日（金） 13:30

森岡委員長

皆様、こんにちは。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成24年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第9号議案「東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森岡委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、第9号議案、東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場に係る行政財産の使用許可について、説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の2ページをごらんいただきたいと存じます。説明欄でございます。平成24年度から平成28年度までの5年間、当該多目的広場を指定管理者として管理運営する株式会社サンアメニティから、利用者の利便を図るため飲料水自動販売機を設置したい旨の申請があったので、許可することといたしたいものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、申請者は、指定管理者の株式会社サンアメニティでございます。

使用を許可する財産の表示、北ノ台スポーツ多目的広場、お示しのものがございます。

使用目的は、飲料水自動販売機1台の設置。

使用許可期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日。

使用料は、月額894円でございます。

3ページ以降に、申請書の書類、または平面図等をつけてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森岡委員長

ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議がないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第2、報告第3号「東京都北区立学校適正配置計画(案)のパブリックコメント実施結果及び同計画の策定について」事務局のほうから説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長

委員長

森岡委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは、報告第3号、東京都北区立学校適正配置計画(案)のパブリックコメント実施結果及び同計画の策定について、ご報告いたします。

恐れ入ります、説明につきましては、本日席上に配付をさせていただきました報告第3号説明資料をごらんいただけますでしょうか。

1の概要でございます。平成23年11月に作成をいたしました東京都北区立学校適正配置計画(案)につきましては、その趣旨を区民の皆様幅広く理解していただくため、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施いたしました。また、区議会各会派からのご意見もいただき、それらを踏まえ、検討委員会において最終案の検討を行い、今般、東京都北区立学校適正配置計画を策定したところでございます。

2の計画策定までの経緯につきましては、お示しのとおりでございます。昨年12月から、保護者、町会・自治会、一般区民を対象として、説明会等を44回開催させていただき、延べ585名の方に、計画案について説明をさせていただきました。説明会においても、この後にご案内させていただきますパブリックコメント同様の意見をいただいたところでございます。

続きまして、3のパブリックコメントの実施結果でございます。恐れ入りますが、別紙1の東京都北区立学校適正配置計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果についてをごらんください。意見の提出期間は、平成23年12月20日から平成24年1月25日まで、18名の方から総数で51件のご意見をいただいたところでございます。

内容につきましては、1枚おめくりいただき、3ページ、6の区民から提出された意見の概要のところでご説明をいたしております。左から2列目の区民のご意見に対しまして、一番右側の列に教育委員会の考え方をお示ししたものでございます。寄せられましたご意見につきましては、内容をもとに整理をさせていただきました。その分類ごとに幾つかのご意見とそれに対する教育委員会の考え方について、ご説明をさせていただきます。

計画全体に対するご意見でございます。1では、6年ほど前に適正配置計画を示しながら、その後何もなく、なぜこのタイミングで適正配置を行うかといったご意見でございます。これに対しましては、教育委員会は、中学校の適正配置を優先して進めなが

ら、北区全体の区立小学校の適正配置について、学校適正規模等審議会に諮問し、第三次答申を得たところである。これを踏まえて、指定校変更基準の見直しを行うとともに、検討組織を設置し、検討を行い、昨年11月に各案を作成した旨をお答えしたところでございます。

また、2の指定校変更基準の見直しから2年間で計画案をお示ししたことや、3の本来入学すべき人数が入学するようになるまで統合すべきではないといったご意見につきましては、適正配置への必要性などに触れながら、現在の児童数だけではなく、さまざまな状況を考慮して検討を行ってきたことや、適正配置は今後、保護者や地域の皆様と十分に協議をしながら進めていくことなどをお答えしております。

1枚おめくりいただきまして、4ページの6でございます。統合により地域に根差してきた学校がなくなると、学校を支えてきてくださった方々のモチベーションが下がってしまうといったご意見でございます。これにつきましては、少子化の中、従来よりも広い範囲で学校を支えていただくといいことも考える必要があること、また、統合校については、地域の中の新しい学校として、これまで同様に支援をいただきたいとの考えをお示したところでございます。

次に、適正配置の基準に関するご意見と、それに対する教育委員会の考えでございます。

7では、大規模化の学校、この解消方法についてご意見をいただきました。これにつきましては、ブロック全体の問題として、今後対象ブロックにつきましては、ブロック協議会を設置させていただきますので、すべての学校が協議の対象であることについてお答えをさせていただきました。

5ページ13番では、何か子どもにできていないことがあると、その小規模校の学校生活を送ってきたことによるといったことを言われるのは、大変心外であるといったようなご意見でございます。これに対しましては、北区では学校の規模にかかわらず、学校は地域や保護者の方のご支援や、教職員の創意工夫などにより、魅力ある教育、特色ある教育を展開していることについて認識を示しながら、規模が確保できればこれを生かした教育が展開できること、また、これまでの各小学校のよい点を継承できるように協議を進めていくということをお答えしたところでございます。

続いて、6ページの統合の影響に関するご意見では、今後協議を進めていくに際しまして、子どもたちにしっかりとサポートやフォローをしてほしいといったご意見が寄せられております。これにつきましては、ブロック協議などを踏まえまして、関係者と十分に相談をさせていただきながら、教育環境の整備・充実や児童の心のケアに十分配慮していくという考えを示したところでございます。

次に、統合のルールに関する意見に関しまして、計画案についてもお示しをさせていただきましたように、統合をする場合には、新校とする考えをお示ししてございます。一方で、関係者の合意の尊重という項目について、削除すべきといったご意見もございましたが、ブロックの協議を行いますので、その合意については尊重すべきと考えていることをお答えしたところでございます。

次に、学校の配置についてのご意見でございますが、学校の配置は、今後のブロック協議会で議論をすべきものということで、お答えをさせていただきました。

次に、7ページの指定校変更制度に関してでございます。これまでの指定校変更制度の経緯などについてお知らせをさせていただくとともに、平成22年度の就学から適用いたしました基準をもとに、今後も運用を行っていくとの考えを示しました。

おめくりいただきまして8ページの、通学区域に関するご意見でございますが、通学区域を先に見直すべきではないかといったご意見などをいただいております。これに対しまして、通学区域の改変につきましては、学校適正規模等審議会でも中長期的課題としており、教育委員会もそのようにとらえております。適正配置の姿を前提といたしまして、今後検討していくことをお伝えしたところです。

また、その他の意見と、それに対する教育委員会の考えについては、お示しのとおりでございます。その中で、1点、数字に関するものがございまして、11ページをごらんいただきまして、下から2つ目、50番のご意見をごらんください。

こちらについて、文部科学省が定める省令であります学校設置基準を満たしていないという状況の中で、適正配置を考えるというのはいかがなものかといったご意見をいただきました。これに対しまして、学校設置基準につきましては、やはり例えば校庭の面積をここではご意見をいただいておりますが、校庭の面積や校舎の面積などについて基準を設けてございます。一方で、地域の実態などにより、特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には、例外が規定されているところでございます。23区内という用地確保が困難な状況でございますので、校庭の広さ、これだけにとらわれるのではなく、通学の安全や距離、地域との関係など、こういった地域特性を踏まえて、今後の協議で考えていきたいというものでございます。

それでは、これらを踏まえて、修正した箇所でございます。恐れ入ります、1ページにお戻りをいただきたいと思います。

このパブリックコメントもそうでございますが、地域の説明会でもそうでしたが、大きく北区の学校で小規模化が進んでいる、それによって、できれば規模を確保したいという教育委員会の考えについては、地域の方にもご理解をいただいたところです。そうしたことから、今回、大きな考え方の変更というのはございませんで、パブリックコメントで指摘をされた表記や、内容のわかりやすさ、こういったところを中心としてパブリックコメントにより内容について修正をさせていただきました。

まず、1でございますけれども、1校当たりの児童数等についても、北区がどのような水準にあるかについて示していただきたいと思いますといったご意見もございました。こういった意見を踏まえまして、表に記述を追加したものでございます。

また、2は計画案で、学校規模から見た検討の基準という表がございましたけれども、これが何を基準としているのかわからないというご意見もございましたので、普通学級に就学する児童数及び学級数でとらえていることを明示させていただきました。

3については、正確性を期す上での表現の訂正でございます。

4については、この間の指定校変更の推移について明示を求めのご意見、また、これは説明会の中でも多く寄せられたご意見でございます。こうしたことから実績を追加するものでございます。ここまでは具体的な学校の配置、ブロックの中のすべての学校を対象とするということを追記したものでございます。

6については、説明については、ほかのブロックとの説明に差があるというご意見を

いただきましたので、記述を追加したものでございます。

それでは、恐れ入ります。4、縦の説明資料にお戻りください。4の東京都北区立学校適正配置計画につきましては、先ほど説明させていただきました点を、まず修正を行ったものでございます。これにつきましては、後ほどごらんいただければと存じます。

なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、3月1日から学校適正配置担当課及び図書館や地域振興室での閲覧を行うとともに、ホームページでも掲載をさせていただきます。計画については、今後印刷をさせていただき、関係部局、関係の学校、地域などにご配付をさせていただく予定となっております。

5の今後の予定でございますが、2月27日に文教委員会で、本件と同じようにパブリックコメントの実施結果と計画の策定についてご説明をさせていただきました後に、3月には平成24年度に協議を開始するブロック、具体的に申し上げますと、Aグループの2ブロックに小学校適正配置検討協議会を立ち上げられるよう調整に入らせていただきたいと思いますと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、説明は以上でございます。

森岡委員長

本当に、どうもありがとうございました。

それでは、本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

委員長

森岡委員長

森下委員

森下委員

特に意見ではないのですが、感想ということで、事前に送っていただきましたパブリックコメントの資料を拝見しまして、やはりいろいろな立場の方がそれぞれの考え、疑問、またはあるいは要望等を述べておられる中で、今、課長から説明がありましたように、より数字で示したほうがわかりやすいとか、また、よりこういう言葉を使ったほうが的確であるということなどで生かされまして、よりよいものが仕上がったなというふうに思います。

やはり、今後もいろいろと出てくるかと思えますけれども、私はこの計画書の9ページの適正配置の基本方針というところの考え方等について、本当に揺るぐことなく進めていければいいなというふうに、そういう考えを持ちました。

以上です。お疲れさまでした。

森岡委員長

どうもありがとうございました。

ほかに、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、これで本件に関する報告を了承することといたします。

次に、日程第3、報告第4号、後援・共催事業に関する報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森岡委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業について、ご報告申し上げます。

まず、名義使用承認報告でございます。

1件目、2012家庭倫理講演会。社団法人倫理研究所家庭倫理の会北区の主催でございます。4月8日に北とぴあ つつじホールで開催されます。

2件目、EKIDENカーニバル2012 東東京大会。一般財団法人アールビーズスポーツ財団の主催でございます。4月22日に新荒川大橋緑地で開催されます。

3件目、第32回北区少年野球選手権春季大会 北区長杯大会。東京都北区少年野球連盟の主催でございます。3月11日から8月26日までの間、32日間、新荒川大橋野球場で行われます。

4件目、春季吟剣詩舞大会。北区吟剣詩舞道連盟の主催で、4月30日に赤羽会館講堂で開催されます。

4件とも、いずれも教育委員会の主管は、生涯学習・スポーツ振興課でございます。

事業実績報告につきましては、お示しの7件でございます。

以上でございます。

森岡委員長

どうもありがとうございました。

それでは、本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程すべてを終了いたしました。

これもちまして、平成24年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。